

年金トピック

2024年2月28日
団体年金事業部

第 32 回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催

2月27日(火)に第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。議事は以下のとおりです。

- ・健全化法への対応について
- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について

厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。
なお、別紙にて議事の概要および議論の内容をまとめております。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38068.html

【ご参考】

第 31 回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催

(健全化法に関する議論の内容をご覧いただけます。)

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1826>

年金通信

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/>

以上

第32回企業年金・個人年金部会について (議事の概要・議論の内容)

2024年2月28日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

- 確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。
- 特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

議事の概要

- 始めに、前回に引き続いた議題として、厚生労働省より資料1「健全化法^{※1}への対応について」の説明があり、その後、各委員からコメントおよび質疑応答が行われました。

議事	説明事項
<p>健全化法への対応について 【資料1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の部会での議論の内容の振り返り <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金制度について、「<u>廃止には慎重になるべき</u>」との意見と「<u>廃止するべき</u>」との意見の<u>両論</u>あり。 ・早急に結論を出すのではなく、<u>中長期的な検討が必要</u>だ。 ・解散^{※2}または代行返上^{※2}する際の論点として、以下のような不利益(の可能性)が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>解散</u>する場合、加入者・受給者ともに終身年金の給付が受けられない等の不利益が生じる。 ・<u>代行返上</u>する場合、厚生年金基金と同一の制度設計ができないケースで事業主等または受給者等に不利益の可能性がある。 ・<u>拠出・運用・給付時の税制が異なり</u>、受給者等に不利益の可能性がある。

※1正式には「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(2014年4月1日施行)。2012年のAIJ投資顧問への業務停止命令を機に、当時の厚生年金基金の「代行割れ問題」に焦点が当たり、代行割れを二度と起こさないよう「厚生年金基金の新設を認めない」、「施行日以後5年間の時限措置として特例解散を認める」、「施行日5年経過後は存続基準を設け、モニタリングを強化する」などの見直しが行われた。

※2厚生年金基金の解散とは、厚生年金本体から代行している資産(最低責任準備金)を返納した後、残余財産を加入者・受給権者に分配し、基金を消滅させること。厚生年金基金の代行返上とは、最低責任準備金を返納した後、厚生年金基金の上乗せ給付に関する権利義務をすべてDB制度に継承させること。

議事の概要

- 次に、厚生労働省より資料2-1「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理(案)」、資料2-2「これまでの企業年金・個人年金部会における主なご意見」の説明があり、その後、各委員からコメントおよび質疑応答が行われました。

議事	中間整理に記載されている事項
<p>社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 における議論の中間整理について 【資料2-1】 【資料2-2】</p>	<p><u>I はじめに</u></p> <p><u>II 視点1. 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築</u> 1 拠出のあり方 2 給付のあり方 3 iDeCo加入可能年齢の引き上げ 4 iDeCo受給開始可能年齢の引き上げ 5 国民年金基金制度 6 その他</p> <p><u>III 視点2. 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備</u> 1 私的年金の普及拡大 2 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+) 3 簡易型DC制度 4 手続の簡素化等 5 その他</p> <p><u>IV 視点3. 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備</u> 1 DB・DC共通の論点 (1) 加入者のための見える化の充実について (2) DB・DCのガバナンス強化 (3) その他 2 DB制度の環境整備 (1) DBの運用力の向上 (2) DBの加入者のための運用の見える化 (3) その他 3 DC制度の環境整備 (1) 運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定 (2) DCの加入者のための運用の見える化 (3) 投資教育の充実 (4) 指定運用方法の見直し (5) 自動移換</p> <p>※健全化法の議論について、追記予定※</p> <p><u>V 結びに</u></p>

議論の内容

- 前回の部会においては、厚生年金基金の解散・他制度への移行について「慎重派」と「推進派」に分かれていましたが、今回の部会では前回の議論を踏まえ、慎重派だった委員の一部からも解散・他制度への移行推進を容認する発言が見られました。
- 主なコメントは以下の通りです。

議事	主なコメント
<p>健全化法への対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の部会では、存続を認めてもいいのではないかと述べたが、いまは厚生年金基金の運用が厚生年金に影響を与えることを踏まえ、<u>移行を促進してよいと考えている</u>。ただ、<u>労使で必要な議論をする期間を設けるべき</u>。厚労省にて<u>残った基金と丁寧な対話</u>をし、<u>労使の検討状況やDB移行する上での課題について本部会で議論すべきだ</u>。 ・<u>健全な基金が残存していることは法的に問題ない</u>と思う。受給権を保護しつつ、法的にどう対応するか検討すべきだ。 ・<u>健全化法制定当時の議論からすると、10年で原則解散をしていくものだ</u>と理解している。そのため、存続している厚生年金基金の財政状況に問題がないことをもって、解散・移行をしないことを是とすることはこの原則に反するものかと思う。<u>異なる制度を管理するコストや、加入員・受給権者への与える影響をできるだけ精緻にシミュレーションして検討すべきだ</u>。 ・<u>厚生年金の給付水準に影響することが問題だ</u>と思う。労使合意が重要という点も分かるが、公的年金との関係もあるため国が厚生年金基金の廃止・移行へ向けて主導することも許されるのではないか。 ・個人的にはいまもまだ悩んでいる。ただ、厚生年金基金は健全化法の附則に定めたもので、<u>永続的に基金を認めるのであれば、法改正が必要なのではないか</u>。それほど考え方の変化は必要だと、客観的な意見としてはあると思う。 ・個人的には、<u>廃止に向かって道筋を立てるべき</u>と考える。ただ、<u>今年度末に廃止・解散だというわけではなく、労使交渉する期間を持つべき</u>ということはおきたい。

議論の内容

- 資料2-1「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理(案)」に関する主なコメントは以下の通りです。

議事	主なコメント
社会保障審議会 企業年金・個人年金 部会における 議論の中間整理 について	<p>【文案修正の要望】</p> <ul style="list-style-type: none">・第30回の部会で年金部会と合同で議論し、<u>公私年金の分担など議論したが、少なくともその点は総論的に書いてほしい。</u>・<u>iDeCoの加入可能年齢の引き上げ</u>について、第3号被保険者制度や社会保険の適用拡大など、<u>公的年金の次期改正を踏まえた検討をする、という意見も追加</u>してほしい。・<u>特別法人税の撤廃</u>について追記してほしい。・<u>拠出・運用・給付のそれぞれの観点でまとめるのではなく、拠出・運用・給付の在り方一体での議論をすべきと追記</u>してほしい。・<u>iDeCoの加入可能年齢</u>について、<u>社会保険料負担の観点からこれまでの考え方を大きく変えるべきでない旨、記載</u>いただきたい。・<u>特別法人税</u>について、これまでの議論にもある通り、<u>再開した場合の負担や国際的に異質なものであることについても言及</u>すべきだ。・<u>DCの中途引出しの対象緩和には反対だ。反対意見があることも追記</u>してほしい。 <p>【その他意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・公的年金制度や2019年12月の議論の整理を踏まえて議論すべきであり、<u>単に貯蓄から投資へ</u>の話ありきの議論で検討をするものではない、<u>と言っておきたい。</u>・<u>公平・中立だけを追求しているとシンプルでなくなる。それを考慮して検討すべきだ。</u>・DB・DCの見える化について、各企業の人事戦略に基づいているもので、それに影響を与えるべきではない。<u>開示は公的機関が主導的にすべきだ。</u>・見える化においては、<u>運営管理機関から事業主や加入者に対して情報提供ができるよう検討すべきだ。</u>・<u>金融経済教育推進機構に関して、厚労省が主体的に参加</u>いただきたい。早いうちにやることを示していただき、機構は何ができて、何ができないのか、明確にしたうえで議論していきたい。・最終的に個人が利用する中では、制度的に中立というだけでなく、<u>本当に実務が回るのか、というのを議論できるように、手続きが分かるような資料を付け加えて</u>いただきたい。